

まいばら市 農業委員会だより

令和4年(2022年)3月

第 22 号

発行編集 米原市農業委員会
(米原市米原1016番地)
TEL 0749-53-5136
FAX 0749-53-5139

紅ほっぺ (米原市朝日)

令和3年度の主な活動

※毎月開催(原則10日)の米原市農業委員会総会で農地転用等の審議

※毎月開催(原則19日)の滋賀県農業会議常設審議委員会にて大規模農地転用等の審議

※農地法申請案件現地確認(毎月)(関係農業委員・事務局)

- ①農地利用最適化推進委員総会(伊吹庁舎)(4月26日)
- ②芋苗植付け(おうみ・かなん認定こども園)(6月2日・6月7日)
- ③滋賀県農業会議通常総会(大津市)(6月18日)
- ④農地中間管理事業農用地利用事前調整会議(本庁舎)(7月28日・11月29日)
- ⑤最適化推進部会(本庁舎)(7月29日)
- ⑥農業者年金加入促進特別研修会(守山市)(7月30日)
- ⑦農地部会(本庁舎)(9月15日)
- ⑧農地利用の最適化に向けた研修会(彦根市)(10月6日)
- ⑨食育活動・芋収穫応援(おうみ・かなん認定こども園)(10月7日・10月12日・10月13日)
- ⑩農地中間管理機構意見交換会(米原学びあいステーション)(10月29日)
- ⑪農地部会(米原学びあいステーション)(10月29日)
- ⑫食育活動・焼き芋応援(おうみ認定こども園)(11月12日)
- ⑬滋賀県都市農業委員会連絡協議会(甲賀市)(11月17日)
- ⑭米原市農業施策に関する意見書提出(本庁舎)(11月29日)
- ⑮統括部会(本庁舎・山東支所)(12月10日・1月7日・2月25日)

令和4年度米原市農業施策に関する意見書を市長に提出

米原市農業委員会は、令和3年11月29日に農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等について、市長に意見書を提出しました。



▲意見書提出

令和4年度米原市農業施策に関する意見書(回答)

令和4年1月24日、市長から意見書に対する回答がありましたのでお知らせします。

1 集落営農組織と小規模農業者への強力な支援

【意見】集落営農組織や小規模兼業農家による農業機械購入の補助など、担い手への支援を強化されたい。

【回答】地域農業の現状は、農家数の減少や高齢化などにより担い手が不足し、農業の維持や農村の発展が困難になりつつあります。

担い手不足以外にも、農業機械の故障や買い替え時期をきっかけに農業を離農されるケースがあります。地域農業の維持や農村の持続的発展のためには、集落営農組織や中小規模農家が地域農業の担い手として営農を継続できるよう支援していく必要があると考えており、農業用機械の購入補助制度など意欲ある農業者等に対する支援を検討します。

2 米の適正需給の推進

【意見】米の消費量が減少する

中で安定した米価維持のための適正在庫に向けた需給対策や、米の消費拡大対策を国に働きかけられたい。

【回答】米価等につきましては、人口減少や少子高齢化に加え、新型コロナウイルスの影響による外食向け業務用米の需要等の大幅な減少により、全国的に大幅な下落となっています。

このことから、**1** 過剰在庫の市場からの隔離（人道支援や飼料用米への転換を図る対策の要請）や、**2** 備蓄米政府買入数量の拡大、**3** 水田フル活用のための政策支援について、今後、地元JA等とも連携し、市長会などを通じて国などへ要請してまいります。

3 耕作放棄地の発生防止、解消対策

【意見①】担い手への農地集積と遊休農地解消および効率的な農業経営を主な目的としたほ場整備の未整備地区で事業実施を

推進されたい。

【回答①】農業生産性の向上および農業経営の安定を図るため、未整備地区のほ場整備は必要であると考えており、地権者との合意形成が整えば事業を進めます。なお、現在、井之口地区で計画を進めています。

【意見②】農業的利活用が可能な農地については、滋賀県農地中間管理機構が事業主体となつて農地耕作条件改善事業を実施して、担い手へのマッチングが図れるように強く要望されたい。

【回答②】農業委員会と連携しながら、滋賀県農地中間管理機構の組織体制の強化も含めて、引き続き県に要望してまいります。

【意見③】市は、集落営農組織などが事業主体となって実施する農地耕作条件改善事業制度の啓発と支援を請じられたい。

【回答③】農業組合長会議などで広報していきます。

【意見④】市と農業委員と農地利用最適化推進委員が連携をと

り「人、農地プラン」の作成や更新により一層積極的に関与することにより、作成集落を増加させ、地域リーダーの育成や法人化した営農組合の設立を進めるなどして、生産者が意欲を出し、新たな担い手が農業で生活ができる施策を講じられたい。

【回答④】令和2年度の人・農地プランの新規作成は5地区、更新は4地区ありましたが、引き続き積極的

4 有害鳥獣被害防止策の充実

【意見①】市独自の施策を展開されたことにより、農作物被害は減少しており、侵入防止効果が発揮されていますが、獣害防止柵の効果を継続させるには日常の適正な維持管理が重要であります。特に初期に設置した獣害防止柵は、高さも低く鉄筋間隔も広い

【回答①】国等の補助を受け設置された獣害防止柵等については、耐用年数（設置から12年）が経過しないと補助の対象となりません。

獣害防止柵等の支援対策として、平成26年度から米原市集落ぐるみの鳥獣害総合対策支援事業（交付期間5年）を行ってきました。また、令和3年度には、台風等による突発的な獣害防止柵の損壊に対応できるよう予算措置を実施しました。

今後、自然災害だけでなく、軽微な獣害防止柵の補修に対する支援を検討していきます。

【意見②】広域の一斉駆除等効果的な体制を図っていたとともに、銃器やわな等による二ホンザルとシカの個体数調整など積極的な被害防止対策への助成についても継続・拡充を図られるよう国・県に対し引き続き支援を要請されたい。

【回答②】米原市鳥獣被害対策実施隊および地域狩猟者団体への委託等により、銃器やわな等による二ホンザル、イノシシならびに二ホンザルの捕獲等を行っています。引き続き、

その生息数が適正な水準まで減少できるよう国等に支援を要望していきます。

5 米原地域での「直売所」について

【意見】「直売所」の整備により、市内農産物出荷者が増え、小規模・家族農業者も生きがいや、安全で安心して農業経営が行える施設となるよう、市、農業関係団体、農産物出荷者との協議を重ね具体的な施策として進められたい。

【回答】中小規模の農業者を支援する必要があると考えており、直売所の必要性も検討しつつ、アフターコロナを見据えたネット販売などの販路拡大につながる仕組みも検討していきます。

6 農業委員会組織の体制整備の支援と予算の確保

【意見】法規部門や開発担当などを経験された職員を確保し、農業委員会事務局職員体制の強化および予算の確保について特段の配慮を願いたい。

い。

【回答】農業者の高齢化や担い手不足による遊休地の増加など、農業を取り巻く課題解決に向けた農業委員会の果たす役割は大きいものと考えており、今後も職員の適正を踏まえた人員配置や必要な予算の確保に努めてまいります。



▲意見交換

食育活動

おうみとかなん認定こども園からの依頼があり、園児らへの食育活動の一環として、さつま芋の苗の植付けから焼き芋までのお手伝いを行いました。

6月（苗植付け） 本年度も近江地域の農地をお借りして、農業委員会委員（以下「委員」という。）と園児らと一緒に400株の苗を植付けしました。園児らは苗を丁寧に植えながら、収穫が待ち遠しい表情（「大きくなあれ」と）でした。

10月（芋掘り） 根が付くまでの散水作業や夏場の草刈等は地元の近江地域の委員の協力により無事、収穫の日を迎えることができました。委員は園児らが掘り起こしやすいようにスコップや鍬で芋の周辺の土をほぐします。つるを引っ張る子、土に手を入れさつま芋を探す子、大きな芋を掘り起こすごとに、園児らの歓声が飛び交いました。

11月（焼き芋） おうみ認定こども園へ焼き芋の応援に行きました。半分に切断したドラム缶に木片等で炭を作り、そこに園児らがアルミホイルで包んださつま芋を持ってきます。委員がドラム缶の中にさつま芋を埋め込むと、約30分でおいしい焼き芋が出来上がりました。

今後も食育活動を通して、園児らに食の大切さ、農作業や自然への関心の広がりにつながっていければと思います。

食育活動に伴う主な作業

食育活動に伴う主な作業	
5/24（月）	準備（草刈、耕起、マルチシート敷）
6/ 2（水）	苗植付け（おうみ認定こども園）
6/ 7（月）	苗植付け（かなん認定こども園）
10/ 7（木）	芋掘り（おうみ認定こども園）
10/12（火） 13（水）	芋掘り（かなん認定こども園）
11/12（金）	焼き芋（おうみ認定こども園）



▲苗の植付け（かなん認定こども園）



▲芋掘り（おうみ認定こども園）



▲芋掘り（かなん認定こども園）



▲焼き芋（おうみ認定こども園）

滋賀県農地中間管理機構との意見交換会の開催

令和3年10月29日に米原市農業委員会農地部会の活動として、米原学びあいステーションにて開催しました。

なお、今回の意見交換会は、農業委員会法の改正により、農地利用最適化業務は、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地対策、新規参入対策が主な内容となったため、農業委員会において、農地等の利用の最適化活動を推進する会議となりました。

主な内容としては、

- ・遊休農地化し耕作が困難な地域での農地整備の実施について
- ・担い手の高齢化と後継者不足が進む中での、後継者育成や受け手がない農地の対応について
- ・他県等における機構事業について

農業委員会からは遊休農地の増加や農業経営の状況や課題について、農地中間管理機構からは現在の取り組み事例や、課題解消に向けた事業の紹介などを受け意見交換を行いました。

農業委員会としては、今回の意見交換会が課題解消のひとつとして、今後の農業委員会活動に生かしていきます。



農地法 Q&A (よくある質問)

Q 1. 農地を耕作目的で売買（貸借）したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 1. 耕作を目的に農地を売買（貸借）する場合、農地法第3条の許可申請が必要です。ただし、農地の譲受（借）人は、耕作面積が一定の面積以上あることや、経営農地を全て耕作するなど、いくつかの許可要件を満たすことが必要となります。

Q 2. 農地を相続するには許可が必要ですか。

A 2. 農地を相続する場合、許可はいりません。ただし、相続登記が終了したら、農業委員会への届出が必要となります。

Q 3. 宅地の造成のみを目的とした農地転用はできますか。

A 3. 宅地の造成のみを目的とした場合は原則として許可できません。

Q 4. 一時的に資材や車を農地に置く場合、農地転用許可は必要ですか。

A 4. 農地を一時的に資材置場、現場事務所などに利用する場合は、農地法の転用許可申請が必要です。

Q 5. 太陽光発電施設を設置する場合、農地転用許可は必要ですか。

A 5. 太陽光発電施設を農地に設置する場合は、農地法の許可申請が必要です。

Q 6. 農地法の許可申請書の提出には締切日はありますか。

A 6. 農地法の許可申請書は、毎月15日（休日の場合は翌開庁日）に締切日を設けています。

※いずれの場合も事前に農業委員会に御相談ください。

農 地 賃 借 料 情 報

平成21年の農地法改正により、標準小作料が廃止された事に伴い、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行っております。この情報は、農地法および農業経営基盤強化促進法により賃借された賃借料をもとに作成されております。

なお、この情報は拘束力がなく、賃借料決定の参考として提供するものです。実際の契約に当たっては、当事者同士で十分協議して決定してください。

(10a当たり、100円未満四捨五入)

地 域 名	平 均 額	最 高 額	最 低 額	データ数
山東地域	7,600円	10,000円	2,500円	270
伊吹地域	8,100円	10,000円	7,000円	4
米原地域	5,800円	7,000円	4,000円	130
近江地域	6,800円	12,000円	4,500円	132
(参考) 米原市全域	7,000円	12,000円	2,500円	536

※サンプルとしたデータは、令和2年(2020年)1月から令和3年(2021年)12月までの間に集計したものです。

※データ数は、集計に用いた筆数です。

※賃借料を物納支給(米)としている場合は、集計には含んでいません。

加入要件

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方



■少子高齢化時代に強い年金です！

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくく、少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

■若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられました。

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から(上限6万7千円)でも通常加入できます。(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられました)。

■80歳までの保証が付いた終身年金です！

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支給されます。

■一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助が受けられます！

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。

